

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 総平均法に基づく原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品、ソフトウェア 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度による要支給額及び福島県社会福祉協議会社会福祉事業施設団体職員共済事業の掛金相当額を計上する。
- ・賞与引当金
少額であることから、重要性が乏しいとの判断により計上しない。

3. 重要な会計方針の変更

平成29年度4月1日から施行された福島県共同募金会経理規程に基づき、会計処理を行うものとする。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職金制度は次のとおりである。

- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
- ・社会福祉法人福島県社会福祉協議会社会福祉事業施設団体職員共済事業

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は次のとおりである。

- ①法人単位の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- ②事業区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人は、事業区分が社会福祉事業区分1つのみであるため作成していない。
- ③社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人は、拠点区分が福島県共同募金会の1つのみであるため作成していない。
- ④拠点区分ごとの計算書類（第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- ⑤事業区分（拠点区分）におけるサービス区分の内容
 - ・本部サービス区分
 - ・寄付金サービス区分
 - ・災害等準備金サービス区分
 - ・災害たすけあい義援金サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

8. 担保にしている資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,694,400	1,694,399	1
器具及び備品	180,600	164,045	16,555
市町村共募用会計ソフト ver2.0	4,860,000	4,860,000	0
合計	6,735,000	6,718,444	16,556

10. 債権額、徴収不能取引額の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

特になし